

議案第 40 号

小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 2 年小田原市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「地域（）」の次に「消防吏員の派遣にあつては、」を加え、「消防吏員」を「職員」に改め、同条第 2 項中「日額 1, 680 円」を「業務の種類に応じ、日額 1, 680 円以内において規則で定める額」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 14 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

（理由）

災害応急対策のため本市の区域以外の地域に派遣される職員の種類の多様化及び当該職員が従事する業務の負担に鑑み、災害応急対策派遣手当を支給する対象者の範囲を拡大する等のため提案するものであります。